

第9号様式（第7条関係）

令和4年3月31日

久留米市議会議長 様

会派名 みらい久留米議員団

代表者名 藤林 詠子



## 政務活動費事業実績報告書

久留米市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 事業の完了年月日 令和4年 3月 31日（令和3年度分）

#### 2 事業実績の概要

##### 研修費

4/6 地方から考える社会保障フォーラム

7/23 コロナ禍の社会の特性に合わせて地方が生き残るには？

ついに始まった東京の人口減少を地方はどうとらえるべきか？

7/30 公共施設・保育所に自治体はどう関わるべきか

8/3, 4 議員の学校

8/9, 10, 18, 20

生活保護問題議員研修会～地方から生活保護行政を変えていく

8/20 コロナ禍での子どもの貧困に自治体ができること

11/16, 17 議員の学校

2/15 議会の広報広聴戦略

2/16 予算書の読み方をマスターし議会審議に活かす

2/18 子どもと住生活の貧困に対し自治体ができること

※全てオンライン研修

資料購入費

メルマガ購読料

広報費

市政報告印刷及び郵送代

事務費

タブレット通信費、振込手数料

# 研修報告書

令和3年 4月 7日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年4月6日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	第24回 地方から考える社会保障フォーラム
当該研修への参加動機・目的	コロナによる市民生活への影響は、健康危機だけではなく、生活や産業への影響は大きく、格差がさらに拡大している。格差を埋めることができる社会保障制度になっていないことが改めて明確になった。今後、社会保障制度をどうすれば持続可能な社会になっていくのか知りたくて受講した。
説明者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講義1 今川昌之氏 一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長</li> <li>◆講義2 笹子宗一郎氏 厚生労働省老健局認知症対策・地域介護推進課長</li> <li>◆講義3 香取照幸氏 上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授 (元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長/前アゼルバイジャン共和国大使)</li> <li>◆講義4 竹田俊彦氏 (元厚生労働省医政局長)</li> </ul>

## 説明内容

- ◆講義1 「新型コロナワクチン開発の現状と地方自治体への希望」
  - ・スペイン風邪、ペストなど過去の感染症の感染者数、死亡者数、世界経済への影響を説明された。その対策を説明し、新型コロナのパンデミックが世界に与える影響を推測された。
  - ・感染症発生に対して社会保障が感染制御の役割を果たす。
  - ・天然痘、ポリオなどは予防接種により撲滅させてきた。
  - ・ワクチンで防げる病気があり、ワクチンの開発、製造でワクチン産業は日本で発展してきた。
  - ・地方自治体は、新型コロナワクチンに対するリテラシーを向上させ、集団接種の体制をとらなければいけない。
  - ・東京オリンピック・パラリンピックに向けたマスギャザリング対策が必要である。風疹第5期定期接種が参考になる。
  - ・質疑応答の時間に「子宮頸がんワクチンの副反応への国の対応が不十分であることが、新型コロナのワクチン接種への信頼を減らしているのではないか？」と質問したが、講師は、「子宮頸がんワクチンの副反応への国の対応は、十分行っている」との回答だった。
- ◆講義2 「介護保険制度を巡る最近の動き」
  - ・介護保険を取り巻く状況では、2040年を展望すると、高齢者人口の伸びは落ち着き、現役世代が急減する。より少ない人手でも回る医療・福祉現場を実現することが必要となる。
  - ・地域包括ケアシステムで住民主体の通いの場等をつくるなど、地域介護予防活動支援事業を展開するなどで取り組みが進む。認知症施策推進大綱に基づき、ピアソポーターによる本人支援の実施やチームオレンジの取組の推進などを行う。
  - ・コロナ禍における対応は、「かかり増し費用の助成」など介護現場に公的支援を行っている。また、新型コロナにかかる介護事業所の人員基準などの臨時的な取り扱いを行っている。介護予防は、DVD配布、ICT活用などを行っている。
  - ・介護離職ゼロに向けた取り組み、介護職員の処遇改善、介護現場のICT導入支援、電子申請の検討、ケアプランデータ連携システム構築の試行などが行われている。
- ◆講義3 「持続可能な社会保障制度とは」
  - ・社会保障、社会システム、経済システムは一体的に考えることが必要であり、社会保障改革は政治そのものである。
  - ・しかし、社会保障制度の理解は、一般国民には難しい。それは、日本の公教育が社会の仕組みや政治制度、それを支える理念哲学を体系的に教えてないからである。
  - ・日本の年金制度は評価できる。過去20年データを開示し、改革してきた。
  - ・データに基づかない「ポピュリズム医療政策」が言われることがあり、注意が必要。
  - ・予防、健康対策は、ひとり一人のQOL向上のための施策であって、医療費削減や健康サービスの産業化で議論すべきではない。
  - ・少子化対策は、家族支援政策であって、出生率向上対策ではない。
  - ・スウェーデンは、企業競争力は世界8位(日本は30位)。高福祉と高成長は両立している。
  - ・日本の異常事態は、分配のゆがみである。
- ◆講義4 「令和時代の社会保障と働き方を考える-令和2年版厚生労働白書」
  - ・平成の30年間の社会変容と今後20年間の変化の見通しを踏まえ、今後の方向性として、「人生100年時代」「人口減少の克服」「新たな支えあい」「社会保障制度」「DX」が白書に具体的に書かれている。
  - ・健康寿命の延伸と共に働き方の選択だけでなく、就労以外の社会参加をどう組み合わせるかという生き方の選択を支える環境整備が重要になる。

## 研修の成果

- ◆講義1 スペイン風邪に代表される過去の新たな感染症の事例のように、一定の犠牲者を出すものの、ワクチンや治療法の確立と社会保障により、社会としては変化しながら、乗り越えていくのだろうという展望を持っていいと思える講義だった。新型コロナ対策は、国の対策が基本になるが、地域の事情に合わせて実施する必要がある。そのためには、国の施策の理解、感染症とワクチンに関する自治体職員の正しい理解が不可欠である。
- ◆講義2 全国的には、地域のあらゆる資源を活用した「通いの場」が作られており、久留米市では、もっと多様に住民と共に場を用意するべきではないかと思った。また、認知症の本人活動の支援も今後必要になると思う。また、新型コロナを契機に、介護分野のICT活用が進み、省力化が進む状況がわかった。介護現場に広く活用されるよう、市として支援が必要だと思った。
- ◆講義3 社会保障を巡っては、根拠の薄いことが前後の脈絡なく切り取られて報道されることがあり、疑問に思っていた。「ポピュリズム医療政策」や「予防、健康対策は、ひとり一人のQOLのため」と明確に説明され、納得できた。また、日本経済の課題が分配のゆがみであり、企業、個人ともに格差が開き、一部の人だけに富が集中する状況を是正する措置なしに、小手先の福祉政策をしても社会は、疲弊するばかりだと思った。
- ◆講義4 人生100年の人口減少社会に焦点をあてた令和2年度厚生労働白書の内容をわかりやすく説明された。この変化に対応できる生き方を考えるには、社会福祉分野だけではなく、学校教育や社会教育、福祉以外のコミュニティ活動がこれらの変化を前提に行う必要があるのでないかと思った。

# 研修報告書

令和 3年 8月 7日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年7月23日
開催地	東京(オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	コロナ禍の社会の特性に合わせて地方が生き残るには? ～テレワークとオンラインビジネス～
当該研修への参加動機・目的	新型コロナで一部の職場、職種ではテレワークが進んだが、まだ、環境も整わない企業や社員もいて差がある。技術や物理的環境だけではなく、商談の形式や社員のコミュニケーションも形が変わる中、それをプラスにとらえる人もいれば、変化にとまどいを感じる人もいる。地方に有利と言われるオンライン化をどうとらえれば、本当に有利にできるのか、トレンドを把握したくて受講した。
説明者	森本登志男(総務省委嘱地域情報化アドバイザー テレワークマネージャー キャリアシフト株式会社 代表取締役)

説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年から佐賀県最高情報統括監として、ICT利活用をリードしてこられた。ICT活用の観点から県庁経営に参画し、県庁や県内の情報化を統括するとともに、ICTを活用した県庁全体の業務改革の推進を担う業務に取り組み、基幹情報システムの開発・運用コストの大幅削減や4,000人の全職員を対象としたテレワークの導入を行った。</li> <li>・一気にICTを進められた理由は、まず、権限を与えられたことである。職員が便利さを実感すると抵抗がなくなるので、便利さが実感できるように普及していくことが重要である。</li> <li>・ICT推進が目的ではなく、仕事の効率化が目的で、ICTは手段に過ぎない。</li> <li>・知識や技術が乏しくても使えるものにして提供することが大切。</li> <li>・ICTを進めた結果、在宅ワークが可能になり、また、本庁勤務の職員が、自宅近くの県庁の出先機関に出向いてアクセスすることも可能にした。</li> <li>・基幹情報システムを外注する自治体が多いが、コストを計算すると、システムをつくれる職員を採用し、自前でつくり、メンテナンスも外注せず行う方が安くなる。</li> <li>・システムづくりを外注すると、維持管理やシステム改修を同じ会社に発注せざるを得なくなり、競争が働かないためコスト高になる。</li> <li>・通勤時間の短縮により生み出される時間を活用するワークライフバランス、災害で出勤できない時の対応などメリットは多い。</li> <li>・オンラインビジネスは、都会の大企業だけが行うのではなく、上勝町の葉っぱビジネスのように、地方の小さな事業だからこそ、活用できるものがある。</li> </ul>
研修の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用をすすめればどうなるのかが展望できた。</li> <li>・職員全員がICTに詳しくなる必要はなく、全ての職員がわずかな知識だけで仕事効率化のために活用できるように工夫することが必要であることが分かった。システムをつくるのは、少数の担当課だが役所内全体に普及する時のコツ、権限の与え方は重要だと思う。</li> <li>・自治体のシステム作成のコストは、高く、様々な部署で行政制度変更のたびにシステム改修を委託する経費を予算化せざるを得ない。このコストをシステムをつくれる人材を採用することで、圧縮できるという実績は参考になる。</li> </ul>

# 研修報告書

令和3年 8月 7日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年7月23日
開催地	東京（オンラインで参加）
参加議員名	藤林詠子
研修項目	ついに始まった東京の人口減少を地方はどうとらえるべきか？ ～大都会の変化を知り、地方の課題解決に生かす～
当該研修への参加動機・目的	東京の人口減少のニュースは、耳を疑った。新型コロナで、大都会の人口減少は、進むのだろうか？一時的なものに留まるのだろうか？どのような人が何を求めて地方に移住し、何を基準に転居先を選ぶのか、地方自治体は何を働きかければ、効果的なのかを知りたくて受講した。
説明者	森本登志男（総務省委嘱地域情報化アドバイザー テレワークマネージャー キャリアシフト株式会社 代表取締役）
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県庁職員のいろんな職場の方が登場して、AKBの「恋するフォーチュンクッキー」を踊る動画投稿の仕掛けや意図が説明された。この動画投稿は230万回再生され、その後、全国各地が地域プロモーションに動画を作成してネットに投稿することが増えた。</li> <li>・新型コロナの緊急事態宣言後に、三密を避ける働き方として、国もテレワーク実施を企業に求め、対応できる職種、業種では、一気に在宅勤務が進んだ。出社する必要がなくなると、会社の近くに居住する必要がなくなり、地方に移住する人が増えてきた。必ずしも「ふるさとに帰る」「親のいるところに行く」だけではなく、「暮らしたい地域を選んで住む」「趣味や休日の過ごし方に合う地域を選ぶ」という移住も増えている。</li> <li>・働く世代だけではなく、元気な高齢者世代も移住の可能性がある。新型コロナにより、オンライン診療、オンライン配信での人の交流や趣味活動などが増えたため、都市に留まらなくてもインターネット環境が整っていれば、生活の幅が広がることが実感されるようになってきた。</li> <li>・受け入れる地方自治体は、インターネット環境の整備、新住民を入れた地域づくりなどのほか、ニーズに合った施策が必要となる。</li> <li>・住んでいる人には分からない、移住者が選ぶそのまちの魅力を把握し、東京在住者に情報提供できるかが、ポイントである。</li> <li>・「東京一極集中解消」のためこれまでの施策は結果を出せなかつたが、新型コロナで移住が増え、東京の人口が減少に転じた。人口の統計データを読み、地方の課題解決につなげていくことを考える時が来ている。</li> <li>・人口移動は、東京からのみだけではなく、大阪、名古屋、福岡、仙台などの都市部からさらに地方へという移住もある。</li> </ul>

研修の成果	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京や大阪に住む人には、久留米の何が魅力と映るのかは、久留米に住む私たちではつかめない。移住してきた人に聞き取りをし、どのような情報がほしかったか、何が移住の決め手になったのか比較したのは、どんな街だったかなど整理することも必要だと思った。</li><li>・情報発信の方法やお試し移住のしきけなども工夫が必要である。人口動態を読み、トレンドをつかむことが、移住政策をつくるには基本的に必要だと思った。</li></ul>
-------	--

# 研修報告書

令和3年 8月 5日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年7月30日
開催地	東京（オンラインで参加）
参加議員名	藤林詠子
研修項目	公共施設・保育所に自治体はどう関わるべきか ～指定管理者制度・保育所のあり方・公共施設の再編～ 保育所の質を確保するために議員ができること
当該研修への 参加動機・目的	保育の問題は、待機児童のことがクローズアップされがちだが、保育の質の担保は課題である。 久留米市では、公立と私立の保育園が合同研修を年間通して行うという取り組みにより、一定の質を保ち、民間保育園単独では行えない人材育成ができている。 しかし、認可外保育園、企業主導型保育園、事業所保育所などは、この研修に参加しておらず、保育の質が担保されない状況がある。 保護者から保育内容について疑問を聞くこともあり、外部からは分かりにくい保育の質を市が担保することは、子どもの権利から考えて重要なと思うので、今回の研修を受講することにした。
説明者	幸田雅治 (神奈川大学法学部教授・弁護士)

## 説明内容

### 1. 保育の質とは

OECD(2006年)の「Starting Strong II」によれば、保育の質は、成果の質、プロセスの質、実施運営の質、構造の質、保育の概念と実践、志向性の質の要素がある、これらは、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利としての保育は、親の就労保障のための保育とは異なる。

### 2. 日本の保育所の実態

就学前教育施設を国際比較すると、日本は1園当たりの園児数が多く、保育者1人の担当園児数が多い。(日本 8.2人 ノルウェー3.1人 韓国3.2人)

(日本の保育士配置基準(保育士1人の児童数の上限)は、3歳20人、4~5歳児30人。先進国16か国の平均は、3歳未満7人。3歳以上18人。)

未就園の児童は、2歳児43.5% 3歳児5.2% 4歳児2.7% 5歳児1.7%

### 3. 横浜方式による弊害の全国への波及

・横浜市は、待機児童解消のため、株式会社参入などを行い、全国ワーストワンの待機児童1552人を3年間でゼロにしたが、保育の質は、置き去りにされた。

・「待機児童ゼロ」は、認可保育所に入れず、認可外保育所に入った児童や育休延長したケースを「保留児童」として「待機児童」の数にカウントしないなどの統計操作を行った結果でもある。

・保育所の民間移管検証は、横浜市の場合、保育の質に関する検証が行われていない。

荒川区では、保育の質の指導を重視し、保育士経験のある職員による、2か月1回の巡回指導が行われている。

### 4. 徹底した指導監査の必要性

・総務省行政評価局の報告書(平成30年11月)によると年1回以上実地監査ができるのは、3割程度である。監査の実施率、監査内容、監査結果の公表が重要である。

・企業主導型保育は、制度的欠陥があり、廃止すべきである。内閣府が管轄し、従業員の福利厚生として行われるので、厚生労働省の保育指針に従って運営される認可保育所とは、その目的、基準も異なっている。監査では、7~8割の企業主導型保育所で問題が見つかっている。

・幼児用トイレの未設置、アレルギー対応の未実施、保育計画の作成など基本的な保育環境が整えられていない事例がある。また、不正受給や破産、助成決定後の取り下げが1割もあるなど審査体制も問題がある。

・保育所の事故の予防、再発防止のための整備は未整備である。自治体への通報窓口の設置、紛争処理機関の設置を法定することが必要である。

### 5. 保育士の給料を上げることが何よりも重要

・委託費の弾力運用を認めことで、法人によっては、保育士の人件費が削減されている。人件費、事業費、管理費は、8対1対1で支給しているが、その使途制限をはずし、相互流用を認めた。法人は、一定の条件をみたしていれば、委託費を保育園運営以外にあてることも可能になった。

### 6. 議員による保育所に関する質疑と執行部への資料要求

・品川区議会では、キャリアアップ補助金が保育従事職員にに届いて、保育の質の確保につながったかどうか、について、情報公開請求した資料も基に決算特別委員会で質疑が行われている。

研修の成果

- ・荒川区の保育士による巡回指導は、久留米市でも参考にできると思う。
- ・企業主導型保育所の課題は、講師の指摘通りだと思う。子どもの権利保障の観点から考えて、認可保育所に移行すべきと思うが、国の制度が変わらず、市内に企業主導型保育所があるのであれば、市として、その保育の質を担保するためにできることをするべきと思う。
- ・保育所の事故の予防、再発防止のための整備が法的に必要という講師の提言に共感した。保育園は、発生した事故をその後の再発予防にいかずシステムがない。これは、各園の努力ではなく、システムとして整備することで、子どもも保育士も守られると思う。
- ・行政サービスの質の向上は、利用者の声を聴くことから改善が進むこともあるが、保育園は、利用者である子ども自身から保育内容をききることが難しい。保護者も保育場面を見る機会は少ない。また、第三者の目も入りにくい。それだけに、保育の質を高めるための仕組みづくりが必要だと思った。
- ・保育の質は、園による差が大きいのではないかと思うが、最低ラインを担保することが子どもの育ちを保障するために必要だと思う。
- ・講師が提案された一部の自治体が行う「保育所等ホットライン」など内部通報の仕組みは、有効だと思うので、提案したい。

# 研修報告書

令和3年 8月 5日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年7月30日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	公共施設・保育所に自治体はどう関わるべきか ～指定管理者制度・保育所のあり方・公共施設の再編～ 指定管理制度と公共施設の再編等における議会の役割
当該研修への参加動機・目的	指定管理制度は、久留米市で見直し、改善を重ねてきた。議会でも議論になり、評価の指標、選定委員のバランス、指定管理期間の変更、地場の企業や団体が応募できるよう育成することなどなどが議論となり、一部は、改善に生かされてきた。しかし、適切な金額の考え方、現在の指定管理者の実績評価の方法、市の直営でなくなったために、市に知識が乏しくなっていき、評価の力も下がること、金額だけではなく民間の強みを活かす施設運営とは何かなど疑問も多いので、全国的な状況を知り、今後の久留米市政にいかしたいと思い研修に参加した。
説明者	幸田雅治 (神奈川大学法学部教授・弁護士)

## 説明内容

1. 公共経営とは
  - ・自治体の主体性を發揮し、住民ニーズに沿った課題解決を促進することが自治体の責務である。その際、市民自治をなしには成り立たない。
2. 指定管理者制度における議会の役割  
(制度採用の是非、予算、モニタリング)
  - ・平成15年9月改正の自治法に基づき導入された指定管理者制度は、全国の公共施設の76,788施設に及び、うち4割が民間事業者が指定管理者になっている。また、46.5%の施設が公募による選考である。
  - ・平成19年度1月の局長通知により、「経費の縮減」という表現から「効率的、効果的な運営」という表現に変わった。
  - ・経済的価値のみで判断せず、公益的価値を重視する必要があり、市民を単なる顧客とみて満足度をはかるのでは公共サービスと呼べない。
  - ・指定管理期間が短いと事業ノウハウが蓄積されず、雇用が不安定なため人材育成ができず、結果的に市民サービスが低下することもある。
  - ・モニタリングや選定では、専門的知見をもつ外部有識者の視点を導入することが重要である。
  - ・議員として指定管理者制度をチェックするには、報告書の評価、利用者の満足度のほか、第三者による評価も重要である。
3. TSUTAYA図書館の惨状
  - ・日本図書館協会は、「指定管理者制度は図書館には無理な制度である」との見解を示している。「図書館は、利用者数、開館時間、開館日数など量的なものでは測れない性質のものがあり、経費削減で長期雇用が保障されないと職員の質が向上せず、公共図書館の機能、社会教育の目的を果たせなくなる」としている。
  - ・武雄市のTSUTAYA図書館は、選書、情報の取り扱い、地域の書店との関係、住民参加などの点で公共図書館としての機能を果たしていない。
4. 指定管理者基本条例案
  - ・指定管理者による事故などを例に、制度の欠陥を例示された。制度の不備を補うため、指定手続きの議会、議員の役割は重要で、条例制定が必要との指摘がある。指定管理者制度の基本理念、サービス水準の基準、安全確保を含む必要な体制などについて定める指定管理者基本条例(仮称)が必要ではないかと問題提起された。
5. 公共施設総合管理計画
  - ・公共施設の老朽化が財政的に課題になり、一方、市民ニーズの変化に対応した公共施設の機能の転換が必要になっている。
6. 公共施設の再編・多機能化を進める際の住民合意形成のあり方
  - ・利用者ニーズは多様化し、多様な市民意志がある中で、合意形成をはかるには、参加の仕組みの制度化や、住民に説明するための自治体の課題の整理が必要である。
  - ・住民参加型の合意形成は、ファシリテーター協会や建築士会などがファシリテートする場合もある。ワークショップ方式で住民が自発的な意見交換を行い、合意形成に至る手法は、住民の対話が行われる点で、住民投票よりも実質的な合意形成に至ることができる。
  - ・鶴ヶ島市の未来との対話プロジェクトのワークショップ、黒松内町の中学校工場改修ワークショップ、新潟市の市民参加、杉並区などの例が紹介された。
7. 公共施設に関する議会・議員の役割
  - ・日本の公共政策に欠けているものは、長期的視野、エビデンスベースの政策議論、幅広いアクターの政策形成への参画、政策課題の可視化と政策議論の透明性である。
  - ・議会がこれらのことを行っていかなければならないことが必要である。

研修の成果

- ・社会教育施設、とりわけ図書館が指定管理になじまないという指摘には、納得できる点が多くかった。
- ・指定管理者制度のさまざまな課題を解決するには、運用の改善だけではなく、指定管理者基本条例の制定によって一貫した対応が可能にある点もあると思った。指定管理者基本条例は、まだどの自治体も制定していないとのことで、講師が示された条例案のモデルは、十分参考にできると思った。
- ・モニタリングが久留米市の場合は、第三者評価が不十分だと思うので、今後改善を提案していきたい。
- ・公共施設の再編を巡って市民の合意形成をどうつくるかは、久留米市の課題であるが、住民参加型のワークショップ方式を取り入れたことはない。「総論賛成、各論反対」になりがちな公共施設再編について、十分な準備をしたうえで、ワークショップ方式を取り入れることも必要と思う。
- ・日本の公共政策に欠けていると指摘された「長期的視野、エビデンスベースの政策議論、幅広いアクターの政策形成への参画、政策課題の可視化と政策議論の透明性」は、その通りだと思った。「短期間で市民の好感度の上がりそうな政策」を並べていく限り、持続可能な自治体にはならない。議員自身、議会自身が、エビデンスに基づく議論を行い、多様な市民・事業者の参画を可能にする情報開示をもっと取り組むべきだと思った。

# 研修報告書

令和3年 8月 5日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月3日～4日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	第43回議員の学校 「コロナ禍の地方自治体をどうする?」
当該研修への参加動機・目的	<p>①自治体のDX推進に対してメリットを認めながらも、批判的な視点を学びたい。          ②多摩市議会は、政策評価などに早くから取り組むなど、議会としての動きをつくってきている。議会のあり方として、多摩市議会議員の話を聞いてみたい。</p>
説明者	<p>①白藤博行 (専修大学教授)          ②岩永ひさか (多摩市議会議員)          ③池上洋通 (「議員の学校」校長 多摩住民自治研究所理事)</p>

説明内容

- ①講義 「デジタルトランスフォーメーションと地方自治～情報主権を奪われないため」
- ・デジタル庁が内閣に設置されたことの問題がある。
  - ・デジタル監は、民間から選ばれた。
  - ・個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）
  - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。
  - ・2000個問題とは、全国で個人情報保護ルールがいくつも存在し、地域間で融通しづらい問題である。
  - ・3つの法律だけでなく、各地方自治体が独自に条例を定め、合計約2000に及ぶ。個人向けサービスを改善するにも、個人情報をどう扱えば各地で違反とならないかというリスクに直面する。それぞれでは、企業のDXが進まない。
  - ・自治体が条例を作ることは可能だが、国に届け出が必要。横出しありOKだが、上乗せはダメで、条例で規制された企業が訴訟を起こす可能性もある。
  - ・これを標準化すると地方自治の根絶やしになるのではと危惧される。
  - ・自治体が作ってきたシステムは、壊されることになる。システムは、国が標準のものをつくっても、実体的に一元化できるか疑問である。
  - ・地方自治が標準化、平準化される危険性がある。地方自治体の存在価値が否定されることになりかねない。
  - ・「行政サービスは、公務員によって提供される。最適に提供されるのであれば民間でも構わない。所得格差で受けられるサービスが違ってくる」という考えがある。（増田寛也「自治体はいらない」ガバナンスアズアサービス）しかし、自治体は、民間のサービス提供ではできないことを担っている。
  - ・DX推進が目的化してしまうと、人権保障、民主主義、地方自治がおざなりになるリスクがある。
- ②実践報告 「私が見てきた地方議会、私が考えるこれから的地方議会のあり方」
- ・コロナ禍の議会運営に関する通知、技術的援助、Q&Aを確認した。
  - ・地方自治の確立、団体自治と住民自治の関係を議員としてとらえる必要がある。
  - ・低下する投票率、増える無投票選挙、成り手不足は全国的な課題であり、市町村長も無投票当選がある状況である。
  - ・法制度面からも地方議会を検討する必要があり、多様な人材確保の視点から選挙制度を検討してもよいと思う。
  - ・地方議会不要論を超えていくことは、地方政治家にとって共通の課題である。
  - ・「地方議会、議員のあり方に関する研究会報告書」が総務省の研究会から出されているが、市議会議長会でするべきではないかと思う。
  - ・議会改革をしても住民にどう受け止められているのかは、別の話になる。
  - ・住民を支持者、支援者から議会のサポーターにしていくことで、住民に支持される議会になっていくと思う。
  - ・議会事務局の設置について、地方自治法では「市議会は、書記長をおけばよい。町村議会は、書記長もおかなくてよい。」となっている。議会事務局をどう位置付けるかは、各議会が決めることである。
  - ・地方自治には、不利益のわからかいが必要。
  - ・住民から支持される地方議会になるために、味方を増やすためにできることは何か考えている。

説明内容	<p>③保健医療、生活の貧困化と福祉、追い込まれた学校・社会教育・・・いま、直面する課題に地方議会はどう向き合うのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、学校教育に何をするのか？ まず、実態を知ることが必要だ。</li> <li>・教育の内容に踏み込むことはできない。議会の役割は、子どもの学ぶ権利の保障をどうするかである。</li> <li>・コロナの休校をしなかった自治体もある。</li> <li>・保健所などの公衆衛生体制について議会は、あまり議論していない。</li> <li>・コロナ禍が示した「健康自己責任論」でいいのか、コロナ禍で加速する貧困化現象に議会として向き合うべきである。</li> <li>・緊急事態では、議会は、「いつでも開ける体制」が求められる。オンライン開催も含めて、またその際の傍聴の保障も含めて検討すべきである。</li> <li>・議会の全員参加を原則とする研修は必要である。</li> <li>・住民生活に対する科学的な理解や分野ごとの理論、法制、国際法の理解が不可欠である。</li> <li>・会派の問題は、注意しないと議会の趣旨をゆがめる。</li> <li>・議員は、同等の権限を持つはずで、会派構成で権限に差をつけるのは、地方自治法違反である。</li> <li>・会派制度は、国政政党の流れでつくられているが、国政は議院内閣制だが、自治体は、二元代表制であるので、日本の地方自治制度では与党野党はない。</li> <li>・政策研究については、テーマごとの自由にグループをつくるなどすればいいのであって、会派制度はなじまない。</li> </ul> <p>政策研究グループこそ、地方議会の活動である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の地方議会は、障害者、外国人、女性などの割合が、住民の割合を反映しておらず、偏りがある。また、そのことが議会の課題であるという認識をもつ議員が少ないことが課題である。</li> <li>・発言の回数、時間の制限など合理的でないものが改善されず、残っている議会もある。</li> </ul>
研修の成果	<p>①住民サービス向上のために手段として導入するDXが目的化してしまうと、地方自治の本質も変わりかねないリスクをはらんでいることが理解できた。</p> <p>マイナンバーの普及、活用を巡っても足並みがそろわず、市民への説明も不十分な中で、デジタル庁の発足で、地方自治体との関係ではどのような変化があるのか、注視していきたいと思った。</p> <p>個人情報保護の規定に関する自治体間のばらつきが、問題をはらんでいるとは知らなかった。</p> <p>②多摩市議会では、具体的に議会改革に取り組んでおり、表面的な市民受けするパフォーマンスではなく、「民主主義のあり方」として議論できているのが素晴らしいと思った。「住民を支持者、支援者から議会のサポーターにしていく」という考え方には共感できた。</p> <p>③地方議会での会派のあり方については、講師の指摘通りで共感した。政策研究のためのグループを課題ごとにその都度作る方が実態に合っているし、議会が活性化すると思う。会派のあり方に留まらず、市の課題に向き合うための柔軟な議論ができる議会の体制になる必要があると思った。</p>

# 研修報告書

令和3年 8月 25日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月9日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	<p>第12回生活保護問題議員研修会          「地方から生活保護行政を変えていく！」          ~コロナ禍で問われる「公」の役割~</p> <p>生活困窮相談の最前線から見た生活保護、セーフティネット</p>
当該研修への参加動機・目的	コロナで市民の生活費に関する相談は増えたが、生活保護受給者はあまり大きく増えてはいない。リーマンショックの時と異なり、貸付制度が充実したからである。だが、返済できるような状況にならない人は、貸し付けでなく、一時的に生活保護を適用する方が自立につながりやすいのではないかと疑問に思うので、地域福祉の先進地の状況を学びたいと思って受講した。
説明者	勝部麗子(豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の特例貸付は、コロナ禍で緩和され、全国で200万人が借りている。生活困窮者に借金させるでいいのか?と疑問に思う。</li> <li>・民生委員やボランティアが緊急事態宣言で訪問活動できなくなつた時、何かできないかと考え、往復はがきで近況を尋ねるということをした。多くの高齢者が返事を丁寧に書いて返信し、また、それに返事を出すということをした。社会福祉協議会が費用を出したのは、わずかなはがき代だけだが、大きな成果があった。</li> <li>・家を失った人が公園にいるとラジオ体操で集まる住民から連絡をいただき、早朝からのアウトドアに行く。</li> <li>・豊中市社会福祉協議会は、18人のコミュニティソーシャルワーカーがいて、平成16年から困っている人がいれば住民が社協につなぎ、一緒に関わり続けるということをしている。</li> <li>・社会福祉協議会の食材支援プロジェクトで「大学生への食材支援」を行った。</li> <li>・豊中市では、今年度、外国人労働者の実態調査を悉皆調査で行う。</li> <li>・脳トレドリルを高齢者が行い、丸をつけて返す。脳トレドリルすることよりも、それを誰かに丸つけしてもらうというやりとりが、高齢者にとって重要である。</li> <li>・フレイル予防にボランティア活動が有効。</li> <li>・新しい生活様式下での地域活動再開に向けたガイドラインをつくった。</li> <li>・包括的支援体制整備に手を挙げているので、外国人、他の機関との連携など行っている。</li> <li>・社会福祉法人の社会貢献活動で子ども食堂、おとな食堂などを行っている。</li> <li>・自己責任論が身についているため、助けを求めにくい人が多いと感じる。</li> </ul>
研修の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中市社会福祉協議会では、日常の住民の地域福祉活動を組織し、活発に活動しているので、コロナ禍という初めての状況になつても、「往復はがきを出してみよう」という発想が住民から出てくる。日常の取組が緊急時にも生きるという例だと思う。</li> <li>・困窮者対策が「貸し付け」であることの政策の矛盾は講師が指摘されたので、納得できた。</li> <li>・「新しい生活様式下での地域活動再開に向けたガイドライン」は、久留米市にはない。コロナですべての活動が停止し、再開にボランティア自身も社会福祉協議会も消極的になる傾向があるので、参考にさせていただきたいと思う。</li> <li>・「住民からの情報を得て、早朝に公園にアウトドアに行く」という社会福祉協議会の活動は、久留米市にはない。ぜひ、行っていただきたいと思った。</li> <li>・豊中市社会福祉協議会では、外国人労働者や食材に困る学生の支援など、多方面の活動が行われていて、社会福祉協議会の柔軟な活動の可能性がわかった。</li> </ul>

# 研修報告書

令和3年 8月 25日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月10日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	<p>第12回生活保護問題議員研修会          「地方から生活保護行政を変えていく！」          ～コロナ禍で問われる「公」の役割～</p> <p>1 なくそう！不要な扶養照会          2 自動車を持ちながら生活保護を利用するため</p>
当該研修への参加動機・目的	市民から生活困窮の相談を受け、事情を聞いて生活保護を勧める時に相談者が申請をためらう理由が、扶養照会、自動車運転禁止、生命保険の解約である。久留米市は、法令に基づいて、可能な範囲で扶養照会の省略、自動車運転の許可をしているが、全国では、どのような状況なのか、また、さらに緩和が可能なのか知りたくて受講した。
説明者	<p>I なくそう！不要な扶養照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①小林美穂子(つくろい東京ファンド)</li> <li>②中村健(新潟大学口腔生命福祉学科准教授)</li> <li>③小久保哲郎(弁護士)</li> <li>④おぐら修平(足立区議会議員)</li> </ul> <p>II 自動車を持ちながら生活保護を利用するため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①太田伸二(弁護士)</li> <li>②奥森祥陽(地方自治体福祉相談員)</li> </ul>

説明内容	<p>I なくそう！不要な扶養照会</p> <p>①扶養照会をしても扶養ができるという回答は1%未満で、職員の労力と費用をかけるほどの成果が出ない。</p> <p>生活困窮者で生活保護申請しない人にその理由を尋ねてところ、34%が「生活保護申請を家族に知られるのがいやだから」回答した。20代～50代では、42.9%である。</p> <p>「扶養義務者はいますが、扶養照会はしないでください」と理由を添えて出すと、扶養照会をしない福祉事務所もある。</p> <p>②生活保護法第4条で「扶養は保護に優先する」と規定されている。が、扶養照会は法令上義務ではない。扶養は保護の要件ではない。扶養照会は、ケースワーカーの負担になっている。</p> <p>「扶養が期待できない場合は、扶養の調査は不要」となっている。扶養が期待できない場合とは、金銭援助が望めない場合や、生活歴から事情があって援助が望めない場合のほか、扶養照会によって自立を阻害される場合もある。</p> <p>③一般社会では、扶養は形がい化している。</p> <p>今後、申出書の書式の活用や保護のしおりへの記載など、要保護者への周知が課題である。</p> <p>④足立区議会で2019年に質問したら、扶養義務照会2275件に対し、扶養実施は7件だった。厚生労働省の事務連絡、本人の意向により扶養義務照会はしなくてよいということを徹底する必要がある。</p> <p>II 自動車を持ちながら生活保護を利用するため</p> <p>①生活保護問題対策全国会議では、「自動車を持ちながら生活保護を利用するため～ 厚労省通知徹底活用」という冊子を作製、配布している。</p> <p>自動車保有率は、都市部より地方が高く、地方でも都市規模が小さくなるほど高くなる。</p> <p>車がなければ生活できないのに、生活保護か車かの二択を迫ることになっている。</p> <p>認められるのは、事業用品としての車。公共交通が不便な場所での通学、通勤、通所、通院。保育園送迎などである。</p> <p>車の保有を認めて日ごとの行き先や利用距離の申告を求める自治体もある。</p> <p>当事者が口頭で「自動車保有を認めてほしい」と言っても認めない自治体が多い。</p> <p>自動車保有容認を求める申立書を出すことも考えられる。</p> <p>自動車保有の容認は、就労に対する意欲の喚起につながっている。</p> <p>ガソリン代は、収入から必要経費として実費を控除できる。また、障害者の通院、降雨通不便地域の通院などのガソリン代は、医療扶助の通院交通費として支給している。</p>
研修の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養義務照会をしても実際の扶養につながることが少ないので、全国的な傾向であることが分かった。援助ができる親族がないから、生活保護申請にくるのだから、当然のことだが納得がいくデータであった。</li> <li>久留米市では、扶養が期待される場合しか扶養照会をしていないが、当事者から扶養照会を断ることができることは周知されていない。また、親族に知られることを嫌がる生活困窮者が生活保護申請をためらう現状を考えると、市民全体にこのことを知らせ、必要な市民の生活保護申請を促すことが必要だと分かった。</li> <li>自動車保有は、久留米市でも要件を満たせば認めているが、ガソリン代の取り扱いや全体の件数、通院、就労などの内訳について、確認する必要があると思った。</li> <li>生活保護制度は、自治体の裁量のない国の制度だが、実際の運用面では、扶養義務照会にしろ、自動車保有にしろ、差があることが分かった。生活保護法の趣旨に則り、運用されるよう議員としてチェックが必要である。</li> </ul>

# 研修報告書

令和3年 8月 25日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月18日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	<p>第12回生活保護問題議員研修会          「地方から生活保護行政を変えていく！」          ～コロナ禍で問われる「公」の役割～</p> <p>1 生活保護が福祉を捨てるとき～福祉事務所の外部委託・非正規化～          2 地方議員が生活保護行政を変える！</p>
当該研修への参加動機・目的	<p>「一時的に増大する事務事業に対応するため」短時間勤務正規職員が制度として認めた時、久留米市で初めて配置したのは生活保護ケースワーカーだった。「一時的」のはずが、恒常化していった。また、生活保護の申請前の相談という重要な役割を担うのが、非正規雇用の職員であつていいのかという疑問がある。</p> <p>また、子ども支援、就労支援、レセプト点検など課題別に委託に出している。委託先が意欲的、専門的でメリットもあるが、どのような視点で評価をするのか、学びたくて受講した。</p>
説明者	<p>1 生活保護が福祉を捨てるとき～福祉事務所の外部委託・非正規化～          ①仲野浩司郎(羽曳野市役所 生活保護ケースワーカー)          ②桜井啓太(立命館大学准教授)          ③小久保哲郎(弁護士)          ④浦野さとみ(中野区議会議員)</p> <p>2 地方議員が生活保護行政を変える          ①吉永純(花園大学教授)          ②杉谷伸夫(京都府向日市議会議員)          ③片山薰(小金井市議会議員)          ④池田幸代(駒ヶ根市議会議員)</p>

説明内容	<p>1 生活保護が福祉を捨てるとき～福祉事務所の外部委託・非正規化～      ①年々多忙化が進み、定員管理の厳しい状況のため、民間委託に賛成する自治体がある。      生活困窮者自立支援センターの委託先は、不安定雇用、資格者の少なさ、事業の評価方法などを巡り、委託者と受託者が対等な関係でないことなどが調査で分かった。      ②国や県の監査指摘を知り、地方交付税交付金で措置された人員が配置されているかを明らかにし、人員不足が常態化している自治体では人員充足の工程表をつくらせることが重要。      ③外部委託は、法令違反を招く可能性が高い。中野区の高齢者居宅介護支援事業の場合、高齢者世帯の45%のケースワーク業務をNPOに委託、生活保護決定の補助業務という名目で実質的には「決定」を委託しており、派遣法違反(偽装請負)の可能性もある。</p> <p>2 地方議員が生活保護行政を変える      ②杉谷伸夫議員の報告では、京都府向日市で2019年6月、生活保護受給者が同居の女性の死体遺棄に担当ケースワーカーに協力させ、ケースワーカーが逮捕されるという事件が起きた。第三者による検証委員会の設置、裁判、市民団体の活動、議会での議論を経て、不当要求に対する組織的対応をまとめた条例を制定した。また、職員を守る組織運営の改善を求めてきた。      ④池田幸代議員の報告では、地方では貧困が見える化しにくく、都会とは別の意味でSOSが出し�にくく状況がある。議員自身が相談を受け、生活保護申請の同行や住まい探しの同行をし、支援者のネットワークに入していくことで、行政の課題も見えてくる。</p>
研修の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府向日市のケースワーカーが逮捕され、死体遺棄で有罪判決を受けた事件の背景は、どの自治体でもどの職員でも起こりうることだと思った。市民の不当要求から職員を守る体制をつくる必要があると思った。</li> <li>・民間委託は、かなり進めている自治体があり、委託した事業の評価が十分なされないまま委託が続く危険性もあると思った。委託に出すと、その事業を実施する力が市役所に蓄積されず、結果的に事業を評価する力も落ちていくからだ。</li> </ul>

# 研修報告書

令和3年 8月 25日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月20日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	<p>第12回生活保護問題議員研修会          「地方から生活保護行政を変えていく！」          ～コロナ禍で問われる「公」の役割～</p> <p>対談「当事者が切り拓く生活保護の力」          「裁判」と「取材」の現場から見えてきたもの</p>
当該研修への参加動機・目的	<p>2013年から行われた生活保護基準の切り下げは、受給者の生活に大きく影響を与えた。それだけに留まらず、「生活保護基準」を参考にしている就学援助制度などにも影響した。</p> <p>今回の切り下げは、専門家が議論する社会保障審議会の部会に厚生労働大臣がはからなかつことなど手順が踏まれずに決まった。マスコミや国会の生活保護バッシングに対して、広く国民に生活保護制度を正しく理解していただくには、どうすればいいのか知りたくて受講した。</p>
説明者	尾藤廣喜(弁護士) 清川卓史(朝日新聞記者) 小寺アイ子(生活保護基準引き下げ違憲大阪訴訟・原告団代表)

説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>【裁判の概要】2021年2月、大阪地方裁判所で生活保護基準引き下げは違法との判決が出た。</li> <li>2013年から2015年にかけて段階的に行われた（平均6・5%、最大10%、総額670億円）生活保護基準の引き下げについて、生活保護法3条、8条2項に反して違法であるとして、保護費引き下げ処分を取り消す判決がでた。</li> <li>国が引き下げの根拠としたのは、①デフレ調整と②ゆがみ調整であるが、そのうちデフレ調整が違法とされた。</li> <li>問題としたのは、①2008年を起点として、2011年の物価と比較した点、②厚労省が独自に作成した物価指数である「生活扶助相当CPI」を用い、物価下落をマイナス4・78%と計算した点の2点である。</li> <li>判決は、統計などの客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くと判断した。</li> <li>この裁判の原告の一人となった小寺さんは、69歳の時に病気で働けなくなり、生活保護利用を開始したことや、生活保護基準が切り下された影響、裁判の原告となる心情などを話された。</li> <li>尾藤さんは、裁判で当事者の訴えを元に法定な課題を明らかにしていくことの重要さを説明された。</li> <li>清川さんは、報道の立場で、生活保護受給者の実態を正しく伝え、生活保護受給者が特殊な人ではなく、セーフティネットが働くことがすべての人の安心を底支えするという社会保障本来の姿が多くの人々にイメージできるよう報道していることを話された。</li> </ul>
研修の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の切り下げに対し、全国で29件、1000人の訴訟が行われている。生活保護を受給しながら裁判の原告になるということは、大変なことだが、原告なしには裁判は成立しない。勇気を出して原告になってくださる方がいるから、この問題が報道され、多くの国民の関心事となり、司法判断を仰ぐことができていると思う。</li> <li>裁判だけでなく、行政不服申し立てについても触れられたが、行政サービスを受ける人が、不服申し立てや裁判をすることは、行政に異を唱えることではなく、制度を正しく運用するよう求める正当なことであり、そのことで制度が正されていくと理解した。</li> <li>インターネットの普及でバッシングが短期間に広がるということがある。また、格差が広がる中で、より弱い人に差別が向けられる傾向にある。生活保護制度や受給者の生活状況を報道する役割に期待したいと思った。</li> </ul>

# 研修報告書

令和3年 8月 27日

会派名 みらい久留米議員団  
代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 藤林詠子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年8月20日
開催地	東京 (オンラインで参加)
参加議員名	藤林詠子
研修項目	<p>コロナ禍での子どもの貧困に自治体ができること          コロナ禍での困窮子育て家庭の状況と必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍の困窮子育て家庭の現状</li> <li>2. 二人親家庭の貧困</li> <li>3. IT環境の脆弱さが招く格差の拡大と対策</li> <li>4. 広がった教育格差・不登校とその対策</li> <li>5. 受験生支援の必要性</li> </ul>
当該研修への参加動機・目的	<p>子どもの貧困は、コロナの前から社会問題であったが、コロナによる影響は、貧困世帯に強く現れた。学校がコロナのため休校になった時、子育て家庭は、どの世帯も大変であったが、テレワークができる仕事や休暇があり休業補償が得られる保護者と、そうではない保護者がいた。就学援助世帯では、無料で食べられていた給食が提供されないことの影響は大きかった。一部は、学校で配布したタブレットを使った授業を試みたが、Wi-Fi環境のない家庭もあって、ICT教育の課題が見えた。</p> <p>コロナ禍で児童虐待が増えていることの一因は、貧困の問題があると思われる。久留米市のこのような現状は、全国的な問題なのか、他にどのような問題が出ているのか、どんな解決策があるのか知りたくて、研修に参加した。</p>
説明者	渡辺由美子 (特定非営利活動法人キッズドア理事長)

## 説明内容

### 1. コロナ禍の困窮子育て家庭の現状

特定非営利活動法人キッズドアは、食料の配布を行った家庭から任意でお手紙をいただいている。その中に書かれたひとり親家庭の母親や子どももの言葉から困窮の状況がわかる。統計調査ではわからない、実感を伴った実情がわかる。

コロナ前から生活困窮であった家庭では、休校で学校給食がなくなり、子ども食堂が休みであることの影響が大きく出ている。

### 2. 二人親家庭の貧困

ひとり親家庭の貧困にスポットが当たりがちだが、二人親家庭でも病気や障害のため就労できなかったり、仕事が長続きしない場合、また、収入が不安定な家庭は支援から漏れている。ひとり親家庭には支給される児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成が使えないため、就学援助や生活保護しか使える制度がない。生活保護は他の制度に比べハードルが高いため、何の支援策もなく、困窮が続くことがある。また、ひとり親家庭のように家族構成から気付いてもらえるわけでもないので、子どもに支援が届かない。

ひとり親家庭に給付金が配られたように、二人親家庭の貧困世帯にも給付が必要であるし、子どもへの支援が必要である。

### 3. IT環境の脆弱さが招く格差の拡大と対策

- ・コロナ禍で学校ICT化が進められたが、貧困世帯では、家庭にIT環境が整っていない場合が多い。そのため、休校中のオンライン授業、タブレットを持ち帰っての宿題が出ると差が出てしまう。
- ・この格差を出さないためには、ルーターの貸し出しや通信料の支援などが必要である。また、家族がタブレット使用を見守る前提での利用を学校が行うと、家族のリテラシーの差が子どもの学習の差になってしまう。学校は、家庭環境の差があることを前提にICT推進を行ってほしい。
- ・キッズドアでは、中1～高3に通信費無料でiPhoneを無償貸与したところ、7割の子どもの学力が向上した。

### 4. 広がった教育格差・不登校とその対策

- ・貧困世帯では、不登校の割合が高い。その傾向がコロナでさらに高くなっている。コロナの影響がより強く家庭に響くからだろう。

### 5. 受験生支援の必要性

- ・企業の支援を受けて、貧困世帯の子どもにタブレット、Wi-fi端末貸出を行ったところ、「成績が上がった」「志望校に合格した」など短期間でも成果が出た。

貧困の連鎖を断つには、教育は大変有効である。勉強部屋のない子、他のきょうだいがいて勉強できない子ども、塾に行けない子どもなどに学習を保障することは、成績が上がるだけではなく、非認知能力も身につき、自己肯定感が上がる。

貧困世帯の子どもほど、学習支援の成果が出ることを自治体は、科学的に認識し、政策化してほしい。

研修の成果	<ul style="list-style-type: none"><li>・キッズドアが実施しているファミリーサポート事業は、市でも実施できるのではないか。登録する保護者に必要な情報をまとめてLINEで送るというものだ。</li><li>・「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう・・・」と、子どもの貧困対策推進法第1条にあるが、コロナによって格差はさらに広がったということが、調査データからもよく分かった。子どもの育ちへの影響をより小さくするためには、貧困世帯への支援をより手厚くしなければ平等にならないということも理解できた。</li><li>・高校のオンライン授業では、通信料を気にしながらスマホで見ている生徒がいる一方、大きなディスプレイを専用デスクで見ている生徒もいると聞く。</li><li>・スマホでは、先生の板書も見えなくて困ると聞いた。</li><li>・学校にいる時は平等だが、オンライン授業になると家庭環境の差ができる。その差は「教育は、社会にとって投資効果の高い事業である」ことは、講師の話にも出てきた。</li><li>・子どもの現状の改善のためにも、将来のためにも、社会のためにも、困窮世帯の子どもの支援施策をきめ細かに行う必要があると思った。</li></ul>
-------	---

# 研修報告書

令和3年 11月 16日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年 11月 16日
開催地	東京都日野市神明3丁目10-5 NPO法人多摩住民自治研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	デジタル社会におけるシティズンシップ教育の取り組み
当該研修への参加動機・目的	コロナ禍で学校へのICT導入が急激に加速した。しかし経済格差による課題や働き方改革の課題は解消されず、現場の疲弊はひどくなる一方である。本市におけるこのような課題にどう対応していくべきか、手がかりを得るためにこの研修に参加した。
説明者	坂本 旬
説明内容	<p>1. デジタル・シティズンシップとは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルシティズンシップはデジタル時代のシティズンシップ</li> <li>・デジタルシティズンシップは「情報モラル」の言い換えではなく、新たな教育理念であり、態度ではなくスキル（能力）</li> <li>・シティズンシップ教育としての批判的思考育成を重視</li> </ul> <p>2. 情報モラルからデジタルシティズンシップへ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの情報モラル教育の現状と限界</li> <li>・町田市立小学校での端末利用のいじめへの対応は、端末利用の再点検や禁止事項教育</li> <li>・端末といじめを切り離して考えることの危うさ</li> <li>・人権教育という土台の重要さ</li> </ul> <p>3. デジタルシティズンシップの教育施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルシティズンシップカリキュラム</li> <li>幼稚園から小学校2年 デジタル市民 プライバシー メディアバランス オンラインコミュニティ</li> <li>小学校3～5年 スーパーデジタル市民 ジェンダーとステレオタイプ ネットいじめ オンラインニュース</li> <li>小学校6学年から中学校2年 信頼できる情報 ソーシャルメディア ヘイトスピーチ フェアユース</li> <li>中学校3年～高校2年 デジタルライフ ビッグデータ フェイクとデマ ヘイトスピーチへの対抗</li> <li>高校3年 市民コミュニケーター プライバシー監視 フィルターバブル ヘイトスピーチと検閲</li> </ul>
研修の成果	デジタル時代に生きる子どもたちにとってデジタルシティズンシップ教育は必然といえる。また、若者が社会問題に参画する力をつけることが重要であり、デジタルツールを活用した市民社会に参画する能力の育成を基盤に据えた教育のあり方を考え提案していきたい。

# 研修報告書

令和3年 11月 16日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年 11月 16日
開催地	東京都日野市神明3丁目10-5 NPO法人多摩住民自治研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	今地方議員として教育の課題にどう向き合えるか
当該研修への参加動機・目的	コロナ禍で学校へのICT導入が急激に加速した。しかし経済格差による課題や働き方改革の課題は解消されず、現場の疲弊はひどくなる一方である。本市におけるこのような課題にどう対応していくべきか、手がかりを得るためにこの研修に参加した。
説明者	辻 よし子
説明内容	(1)ドロップアウト教員の経験から、今の学校教育を考える ①幻の学校教育 ②管理教育への抵抗と離脱 ③「豊かさ」「生きるための教育とは」 ④不登校登校拒否が問いかけるもの (2)1人会派から見た、今の市議会 ①3.11の衝撃 ②議会に風穴を ③二元代表制としてのチェック機能 ④地方議会における与党・野党
研修の成果	学校教育の現状と課題に関しては私が抱いていることとほぼ重なった。子どもをどう捉えるかから、管理教育の現状など、根本から変えていかなければ、子どもの権利、特に学ぶ権利を保障することが難しい点は大きな課題である。不登校や登校拒否の課題がそれを裏付けている。もっともっと子どもたちや現場教職員の声を政策に活かしていくかなければならない。 一人会派でも、他の人の協力を得て、様々な課題に対して市民の側に立つ姿勢に感銘を受けた。しかし、議員の数が少ないために、力ではなく客観的データが必要ということに納得した。データを作るためにアンケートを取ったり、担当課と話し合ったりと、具体的な手法を学ぶことができてよかったです。

# 研修報告書

令和3年 11月 17日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年 11月 16日
開催地	東京都日野市神明3丁目10-5 NPO法人多摩住民自治研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	GIGAスクール構想と、1人1台タブレット政策をめぐる課題
当該研修への参加動機・目的	コロナ禍で学校へのICT導入が急激に加速した。しかし経済格差による課題や働き方改革の課題は解消されず、現場の疲弊はひどくなる一方である。本市におけるこのような課題にどう対応していくべきか、手がかりを得るためにこの研修に参加した。
説明者	荒井 文昭
説明内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問われる、デジタル社会における主権者のあり方           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「デジタル社会の定義」</li> <li>(2)教育目的としての、「平和で民主的な国家及び社会の形成者</li> <li>(3)日本における主権者教育をめぐる課題</li> </ol> </li> <li>2. GIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)学校ネットワーク、1人1台タブレットの政策</li> <li>(2)背景にあるDX政策の急浮上</li> </ol> </li> <li>3. コロナ禍におけるICT導入をめぐる課題           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)教育実践上の課題</li> <li>(2)先行き不安の格差的な増加</li> <li>(3)教育行政に対する教育現場からの不信感</li> <li>(4)教育現場の声が反映されない教育政策の決定</li> </ol> </li> <li>4. コロナ禍で再確認された、設計されていない出会いの価値           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)現場で話し合うことの価値</li> <li>(2)予想しない出会いを促す場の価値</li> </ol> </li> <li>5. デジタル社会における主権者の学び           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)学ぶ権利実現に向けた条件整備の必要性</li> <li>(2)主権者の学びを実現する地方自治のあり方</li> </ol> </li> </ol>
研修の成果	GIGAスクール構想は新型ウイルス対応で生まれたものではなく、危機に乗じて加速化されている政策なのであり、自治体のあり方に今後大きく影響することになるということを再認識しなければならない。身体的側面、生活側面への影響やコミュニケーションへの不安、多様化の喪失、個別最適化された学びが子どもの監視、記録、間違いを許さないケアする空間の喪失を招くことなどをしっかりと注視していく必要を強く感じた。今後出される政策が教育現場の声を反映しているのかを常にチェックし、教育職員の専門性が十分生かされることで、上記の課題を解決していく事ができる。そのために行政はどのような教育環境を整備すべきかを今後考えていきたい。

# 研修報告書

令和3年 11月 18日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和3年 11月 17日
開催地	東京都日野市神明3丁目10-5 NPO法人多摩住民自治研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	問題山積み！の学校教育、議会はどうする？
当該研修への参加動機・目的	コロナ禍で学校へのICT導入が急激に加速した。しかし経済格差による課題や働き方改革の課題は解消されず、現場の疲弊はひどくなる一方である。本市におけるこのような課題にどう対応していくべきか、手がかりを得るためにこの研修に参加した。
説明者	池上 洋通
説明内容	<p>1. 近代日本における教育制度の目的「人はなぜ学ぶのか」の変化と私たちの任務 悲惨な戦争がなぜ実現したのか－教育制度から考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①近代日本前半期(1868～1945)の教育方針の変化</li> <li>②「義務としての教育」から「権利としての教育」への転換</li> </ul> <p>2. 実例を挙げて教育の具体的な課題に向き合う 学校教育についての議論・問題提起(例)</p> <p>・制服は必要か・生来の髪の毛の色や自由な髪型を否定するなどの規定は自由の抑圧ではないか・教育の一部として位置づけられている「給食」「修学旅行」などは無償であるべき・高等教育までの一切の教育費の無償化を急いで実現する。・「一斉学力テスト」は学校や教師、子どもたちの主体性を侵害している。廃止へ・高校の全員入学の実現。OECD加盟の大半の国で日本式の「高校受験」は存在しない・現行の大学受験を廃止し、海外の例を参考に本人の希望に基づく入試制度を作る・子ども若者たちなど、学習の主体者による規則以外の校則の廃止・「学習指導要領」と教科書制度を全廃し、教師の自主的な教育研究活動を奨励する制度を確立する・初等中等教育(小中学校)では最大30人基準の少人数学級を全面的に実現する・障害者についての区別的学校制度を全廃し共同学習の場における個性特性多様性の教育制度を確立する・在日外国籍住民の公的学校への無条件入学と外国人学校運営への無前提の保障・支援体制の確立・夜間中学などの生涯学習的な学校制度の確立・社会教育プランと結んだ、子どもたちの地域活動の展開・学校全体の民主的・自主的運営を実現するために不可欠な条件としての、教職員を含む全ての職員の正規雇用と十分な人員の確保・社会教育についての議論・問題提起の例・公的・社会教育施設運営の市場化、民営化の原則禁止と自主的運営体制の確立、全面的な正規職員化と専門職員体制の確立・障害者を含めた全年齢・全住民対応の生涯学習体制(家庭訪問も)確立・外国籍住民の独自的な学習権の確保と日本国籍住民との交流学習活動の日常化</p>
研修の成果	日本の教育が憲法とかけ離れていること、そのことを是正するために具体的に何に取り組めばよいのか等、今回学んだ多くのことを今後の政策に生かしていきたい。

# 研修報告書

令和4年 2月 17日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和4年 2月 15日
開催地	東京都文京区千石2-346 (株)地方議会総合研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	議会の広報広聴戦略
当該研修への参加動機・目的	2月から議会広報委員会に参加することになり、基本的な議会広報の知識を得たくてこの研修に参加した。
説明者	吉 村 潔
説明内容	<p>1. 議会の広報広聴戦略</p> <p>①戦略の策定と効果測定 ○広報広聴計画の策定から効果測定まで</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民の声を「聴き」「動く」議会へ</li><li>・役割 広報広聴活動により明らかになった政策課題の整理並びに当該政策課題の常任委員会及び特別委員会等への振り分けに関する事項 傍聴の推進 市民講座等の開催</li><li>・議会広報の主なカテゴリー 周知、政策広報、対話の広報、危機管理広報</li><li>・議会便りの定性的評価</li></ul> <p>②支持される議会広報へ</p> <p>③参考にしたい広報事例</p> <p>2. 広報委員の基礎知識 &amp; 広報クリニック</p> <p>①コンテンツ別の制作ポイント</p> <p>②広報誌制作の基礎知識</p> <p>③広報クリニック</p>
研修の成果	広報のスキルはもちろんだが、広聴といかに結びつけるべきかや、市民と協同する議会を目指すべきであることなど、これまで持っていた視点に気づかされた点で大変良い研修になった。今後ぜひ生かしていきたい。

# 研修報告書

令和4年3月17日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林 詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永 峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和4年2月16日
開催地	東京都文京区千石2-346 (株)地方議会総合研究所
参加議員名	秋永 峰子
研修項目	予算書の読み方をマスターし、議会審議に活かす
当該研修への参加動機・目的	今期から予算審査特別委員会に参加することになり、改めて予算審議の基礎知識を得たくてこの研修に参加した。
説明者	横田 慎一
説明内容	1. 地方自治体の予算書の読み方 ①予算書についての概要説明 ②予算書における基礎事項の解説 ・予算の原則と予算の内容 ・歳入のチェックポイント・歳出のチェックポイント ③実例を用いた予算書の読み方の解説 2. 予算書に係る議会審議のチェックポイント ①予算書のポイント ・地方自治体を取り巻く環境変化 ・公共施設等のマネジメント ・公共企業のマネジメント ②決算を踏まえた予算審議のポイント ・予算、執行、決算のプロセス ③ワークショップ
研修の成果	議員の質問が職員の意識を変え、住民の福祉の増進につながるという言葉で始まった研修だが、予算だけでなく議員のあり方、議会に臨む姿勢を学ばされた。特に強い財政基盤のためには行政経営の推進が必要であるが、多くの自治体職員にとって「経営」の経験値は少なく、その意識付けも十分でない。そのため、議員が継続的に質問することが重要であることを再認識した。公共施設や公共事業のマネジメントなど、これまで見えていなかった、予算書の見方を知ることができた。また、協働を織り込んだ事業に対してはインセンティブを課す自治体があるなど、厳しい財政事情の中での様々な工夫については是非取り入れていきたい。

# 研修報告書

令和4年3月17日

会派名 みらい久留米議員団

代表者 藤林詠子 様

会派名 みらい久留米議員団  
報告者 秋永峰子



政務活動のため研修に参加したので、その概要を報告いたします。

期日	令和4年2月18日
開催地	東京都文京区千石2-346 (株)地方議会総合研究所
参加議員名	秋永峰子
研修項目	子どもと住生活の貧困に対し自治体ができることin京都府
当該研修への参加動機・目的	子どもの貧困の状況はコロナ禍でますます厳しさを増している。1昨年は20組だった子ども食堂の支援世帯数が今年は100組を超えていた。昨年シングルマザーフォーラムの調査によつて住宅問題も明らかになった。そこでどのような政策が取れるのかを学びたくてこの研修に参加した。
説明者	葛西リサ・辻由起子
説明内容	<p>1. コロナ禍におけるひとり親居住支援問題と支援のありかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平時の母子世帯の居住貧困の実態について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本のひとり親の姿・子どもの貧困率とひとり親の関係</li> <li>・なぜ母子世帯は貧困なのか・いつ、どこで母子世帯は居住貧困に陥るのか</li> <li>・母子世帯向けの住宅支援・新たな住宅セーフティネット制度について</li> <li>・利用しにくい公的住宅支援・転居後の住宅移動 母子世帯の住宅事情 所有関係、広さ、住居費の負担</li> </ul> </li> <li>②コロナ禍の母子世帯の居住問題について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋数 空間の貧困 住居費・活用できる住宅支援 住居確保給付金 生活福祉金貸付制度 緊急小口資金 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</li> <li>・住宅政策の不備 周知と窓口ハラスマント・シングルマザーの居住貧困に求められる支援 公営住宅の質の改善、民間賃貸住宅への家賃補助</li> </ul> </li> <li>③民間による居住支援の実態について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードの安定供給にケアを合わせた仕組み作り・就労の後押し・長屋改修型多世代型シェアハウス・高齢者住宅とシングルマザー向けシェアハウスマッチング</li> <li>・就労、保育合築型シェアハウス・シニアと地域が支える現代版下宿</li> </ul> </li> <li>④求められる居住支援は何か 居住貧困、経済貧困、関係の貧困、時間の貧困を地域(民生委員など)、行政(ソーシャルワーク)によって解消していく</li> </ul> <p>2. 貧困は年度末では終わらない①子ども家庭庁創設に向けた政府方針のポイント・役所の時間軸の見直し・年齢で支援を区切らない・届きにくい子どもの声を試作・支援につなげる・子どもの権利について正しく理解・対応できる社会資源整備②制度化したときの課題・子どもの声を適切に拾える人材確保・LINE相談の迅速な整備・連携できる社会資源・住所の安定</p>
研修の成果	様々な具体例を学ぶことができ、できることから実現していきたい。できない理由を説明せずにどうすればできるかを議論するという言葉が強く心に残った。